第３節　急行券の改札及び引渡し

（急行券の改札及び引渡し）

第 234 条　急行券を使用する旅客は、急行列車に乗車する際に、その使用する急行券を係員に呈示して入鋏又は改札を受け、また、下車した際に、使用ずみの急行券を係員に引き渡すものとする。